

地方分権の推進による都市自治の確立に関する要望

真の地方分権型の新しい行政システムを構築するため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1．地方分権の推進について

- (1) 地方分権の理念に沿って真の三位一体改革を推進し、残された地方分権改革の最大の課題である国から地方への税源移譲等を基軸とした都市税財政基盤の確立を図ること。

また、国庫補助金の廃止に際しては、同時に、法令等による事務の義務付けの廃止や基準の弾力化など、国の関与を廃止・縮小すること。

- (2) 合併の進展等により、都市自治体は、自治の基盤の充実が図られている。したがって、自立性の高い行政主体として、福祉や教育など住民に身近な事務を総合的・完結的に処理することができるよう、国等の関与の廃止・縮減を一層進め、一定の分野ごとにまとまった事務及びこれに伴う所要財源を移譲すること。

特に、まちづくりや土地利用に関する事務については、早急に移譲するとともに、関与の見直しを図ること。

- (3) 政令指定都市は都道府県と同様に、中核市は政令指定都市と同様に、特例市は中核市と同様になるよう、事務・事業に係る一層の権限を移譲するとともに、中核市、特例市の指定要件を緩和すること。

- (4) 都市自治体が地域の特性に応じた条例制定により、自主的・自律的な行政運営が行えるよう、国が自治体の事務に関する法令を制定する場合には、可能な限り制度の大綱・枠組み、あるいは、基本的な基準を示すにとどめること。

また、条例が一定の範囲内において、政令に規定された内容の弾力化を図ることができるよう所要の見直しを行うこと。

2．自治体の意見の反映について

地方六団体の意見申出に対して国に尊重義務を課すほか、自治体に関係の深い制度等の新設・改正等については、十分な時間的余裕を持って国と六団体が協議できる機関の設置など、自治体の意見を適切に反映させる仕組みを拡充すること。

3 . 市町村合併に関する支援等の充実について

(1) 市町村合併の円滑な行政運営の推進と計画的な振興・整備を図るため、的確な情報提供や地域の実態に応じた制度の見直し及び適切な行財政措置を講じること。特に、合併特例債については、地域の実態に応じた幅広い活用ができるようにするなど、適切な措置を講じること。

また、市町村合併補助金については、市町村の合併の特例に関する法律の経過措置期間に合併する市町村に対しても、平成 17 年 3 月までに合併した市町村と同様の財政措置を講じるとともに、その活用についても、地域の実情に応じた弾力的運用を可能とすること。

(2) 市町村合併により都市の行政区域と国の行政機関の管轄区域とに不整合が生じている地域については、行政サービスの低下防止及び相互の円滑な連携を確保するため、管轄区域の整合を図ること。

4 . 広域自治体のあり方について

道州制を含む広域自治体のあり方及び国の地方機関のあり方について国民的議論を醸成するとともに、早期に一定の方向性を示すこと。

以上要望する。

防災・災害対策の充実強化等に関する要望

都市自治体においては、大規模災害に即応できる防災対策の一層の充実が求められている。

よって、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1．地震等の災害復興支援について

- (1) 被災市の復旧・振興対策、災害応急対策、災害廃棄物処理などに必要な費用に対し、十分な財政措置を講じること。
- (2) 秋季又は冬季に災害を受けた場合でも、災害査定までの準備期間を十分確保することができるよう、被災日から半年以内程度の「期間災」での受検が可能となるように、災害査定制度を見直すこと。
- (3) 被災地のニーズを的確に把握・発信できるシステム、さらには、地方公共団体の技術者、専門家等を迅速かつ円滑に応援派遣できる体制を構築すること。
- (4) 被災者の住宅再建支援制度については、被害の実態に合った十分な対応ができるよう、住宅の被害認定等に関する基準の改善を行うとともに、住宅本体の建築費・補修費を支給対象とするなど、制度の拡充を図ること。
- (5) 災害発生時における仮設住宅用地等の確保に係る国の協力及び用地提供者に対する税制上の優遇措置等を講じること。

2．防災・災害対策の充実強化等について

- (1) 「地震防災対策特別措置法」において、平成 17 年度までとなっている財政上の特別措置の期限を延長するとともに、大規模地震対策特別措置法に基づく新たな強化地域の指定等を早期に実現すること。
- (2) 消防・防災施設整備及び設備整備は、地域住民の生命、身体、財産を守る上で不可欠なものであるため、ヘリポート整備、デジタル防災行政無線等の整備、防災資機材の備蓄等について、地域の実情を考慮した財政措置の充実強化を図ること。
- (3) 集中豪雨、地震、津波等に係る観測・予知体制等の充実強化に努めるとともに、災害情報の確実な伝達と高齢者等が安全かつ迅速に避難できる体制の整備を図ること。

(4) 避難施設、防災拠点施設、避難路等の耐震化対策等について

災害時に避難施設となる公共施設、防災拠点施設等に対する耐震診断、補強費用等について、十分な財政措置を講じること。

地震災害における予防対策の推進を図る観点から、住宅家屋の耐震診断や耐震改修に対する財政措置の充実を図ること。

(5) 災害時における地域住民の安全確保を図るため、防災訓練の実施、自主防災組織の育成等に対する財政措置の充実を図ること。

(6) 災害援護資金貸付金の償還について、小額償還者、その他正当な理由が認められる者に対して償還期間の延長を認めるなど、特段の措置を講じること。

以上要望する。

住民基本台帳の閲覧制限等に関する要望

個人情報保護施策の更なる充実を図るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1．個人情報保護の観点から、住民基本台帳の一部の写しの閲覧等について請求者の範囲の制限などを含め、早急に適切な措置を講じること。

また、選挙人名簿の抄本の閲覧制度についても、住民基本台帳制度と同様、早急に適切な措置を講じること。

2．住民票の写し等の請求事由等を明らかにすることを要しない場合を制限することについて検討するとともに、本人による住民票の写し等の請求書の開示請求についても併せて検討すること。

また、戸籍については、その信頼性を確保し、虚偽による届出を未然に防止するための抜本的な対策を講じること。

以上要望する。

情報化施策の推進に関する要望

すべての国民がITを積極的に活用し、その恩恵を最大限に享受できる知識創発型社会を実現するため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1．電子自治体の推進について

電子自治体の実現に向けた基盤整備やシステム構築及びその運用等について、適切な財政措置を講じるとともに、技術的支援を強化すること。

2．地域間情報格差等の是正について

(1) 地域間及び住民間に生じる様々な情報格差を是正するため、民間事業者も含めた情報通信基盤の整備、技術支援、人材育成等について必要な措置を講じること。

特に、中山間地域等における携帯電話の圏外地区の解消やCATV、地上デジタル放送化などの情報通信基盤整備に対する財政措置等を充実すること。

(2) 合併による同一市内の異なる市外局番の再編を早急に進めるとともに、市民に新たな負担が生じることがないように適切な措置を講じること。

3．電子投票制度の普及促進等について

投開票事務の負担軽減、迅速化のため、電子投票制度の普及を促進するとともに、システム導入に係る財政措置の拡充を図ること。

また、公的な第三者機関によるシステム監査体制の構築など、制度の安定的な運営のために必要な措置を講じること。

以上要望する。

国民保護法制の整備に関する要望

国民保護法制の実効性をより高めるため、地方公共団体が実施する国民の保護のための措置に係る費用については、原則として、国の負担とされているが、地方公共団体の負担とされる職員の給与、管理及び行政事務の執行に要する費用等についても、国の責任において必要な財政措置を講じること。

また、平時から必要となる 国民保護計画の策定、 資機材の整備、 訓練の実施等に要する経費についても、原則、国の負担とすること。

以上要望する。

安全対策の充実・強化等に関する要望

市民生活の安全対策の充実・強化等を図るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1．我が国の治安を速やかに回復し、安全で安心なまちづくりを一層推進するため、警察官の定数のさらなる増員や交番の増設、空き交番の解消等による警察機能の強化を図るとともに、スーパー防犯灯の増設をはじめとする犯罪を防止するための環境づくりなど、総合的な治安対策の強化を図ること。

また、暴力団対策等の一層の強化を図ること。

2．住民の安全・安心を確保するため、関係省庁が連携強化を図りながら、地域の特性に応じた都市自治体の取り組みに対する支援を行うなど、安全対策の充実・強化を図ること。

3．拉致被害者等に対する十分な支援措置を継続するとともに、拉致被害者全員とその家族の早期帰国の実現をはじめ、拉致問題の全面的な解決を図ること。

以上要望する。

人権擁護の推進に関する要望

人権擁護の推進を図り、住民の基本的な人権を護るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

- 1 .人権尊重の理念を啓発し、差別や虐待などの人権侵害から被害者を救済するため、実効性ある人権擁護・人権救済制度を早期に確立すること。
- 2 .人権擁護委員活動の重要性にかんがみ、委員活動の活性化に向け、研修の充実や予算の確保など必要な措置を講じること。
- 3 .人権問題に関する国民の正しい理解と認識を深めるため、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、人権意識の高揚に向けた人権教育及び人権啓発の一層の推進を図るとともに、施策を総合的に推進するための体制整備を行うこと。
また、国の委託啓発事業についても、委託対象の緩和等、地方公共団体の要望を踏まえた制度の充実と委託費の大幅な増額を図るとともに、地方公共団体が実施する人権教育及び人権啓発事業に対して十分な財政措置を講じること。
- 4 .インターネット等を利用したプライバシー侵害や人権侵害による被害の防止、被害者救済等のため、差別情報の即時削除や再発・未然防止、被害者救済等について十分な措置を定めた法制度の整備を図るとともに、その実態把握に努め、関係団体への指導・啓発を強化すること。

以上要望する。

男女共同参画社会の推進に関する要望

男女共同参画社会を推進するため、男女雇用機会均等法、パートタイム労働法の趣旨の周知徹底と指導の強化を図るとともに、女性の労働権を保障するための法整備など必要な施策を講じること。

また、配偶者等の暴力から被害者を保護するため、緊急一時保護施設を充実強化し、その広域連携を図るとともに、民間シェルター等への適切な財政措置を講じること。さらに、加害者の更なる暴力を防止するため、更生プログラムの制度化を図ること。

以上要望する。

北方領土の返還促進に関する要望

北方領土問題は、我が国における戦後最大の懸案事項であり、北方領土の返還実現は、全国民の多年にわたる悲願である。

よって、国は、一日も早い領土問題の解決と平和条約締結に向けた外交交渉を国際世論の喚起に努めながら一層加速化させ、引き続き最大限の努力を行うこと。

以上要望する。

外国人登録制度の改善に関する要望

外国人登録制度について、在留外国人の負担の軽減を図るため、外国人登録証明書の常時携帯義務の廃止、各種義務年齢の引上げ等、外国人登録制度の抜本的な改善措置を講じること。

以上要望する。

地籍調査事業の推進に関する要望

国土利用の高度化と地籍の明確化を目的とした地籍調査事業は、平成 12 年度から「第 5 次国土調査事業十箇年計画」に基づき実施されており、本計画において、外部への委託や簡便な調査手法などの事業促進策が導入されている。

しかしながら、今なお、都市自治体においては、大きな財政負担と膨大な事務処理が必要であり、計画的な地籍調査事業の推進に支障をきたしているのが現状である。

よって、国は、地籍調査事業を推進するため、必要かつ十分な財政措置を講じること。

以上要望する。

三位一体改革の推進に関する要望

「三位一体改革」は、昨年、我々が提出した「地方の改革案」を端緒として動きだしたところであり、更に、「地方の改革案」に沿った改革を確実なものにしていかなければならない。

我々都市自治体は、市町村合併により自ら合理化・効率化を実践するなど、歳出削減努力のみならず、地方行財政改革に取り組んでいく決意である。

よって、国は、真の地方分権の推進のため次の事項を確実に講じられたい。

- 1 . 平成 18 年度までに、所得税から個人住民税への 10% の比例税率化による 3 兆円規模の税源移譲を確実に実施すること。

その際、個人所得課税全体で実質的な増税とならないよう適切な調整措置を講じること。

また、都道府県と市町村の税率の設定については、地方と十分協議して決定すること。さらに、税制改正については、国民に対し積極的に周知徹底を図ること。

- 2 . 地方交付税については、財源調整・財源保障の両機能を充実するとともに、「三位一体の改革についての政府・与党合意」等に基づき、平成 18 年度の地方交付税総額を確実に確保すること。

なお、地方財源不足に対する補てんについては、地方交付税の法定率分の引上げで対応すること。

また、地方公共団体が計画的な行財政運営を行うことができるよう、地方財政の予見可能な中長期的な財政ビジョンを策定すること。

- 3 . 平成 18 年度までの「概ね 3 兆円規模」の税源移譲を実現するため、税源移譲に結びつく国庫補助負担金改革は、地方の意見を真摯に受け止め、地方改革案に沿ったものとする。さらに、平成 19 年度以降においても、地方改革案を実現していくため、引き続き、国庫補助負担金改革を実施していくこと。

また、その際、複数の補助金の統合や交付金化は、国に権限と財源を存続

させているにすぎず、税源移譲により一般財源化すること。

4．地方分権を一層推進するため、国と地方の最終支出の比率と租税収入の配分比率の大きな乖離を縮小するため、消費税を含めた基幹税により8兆円の税源移譲を積極的に進めること。

そのため、現在進めている平成18年度までの改革を「第1期改革」と位置づけ、19年度以降も「第2期改革」として更なる改革を行うこと。

また、「国と地方の協議の場」を、今後、定期的を開催し、これを制度化すること。なお、義務教育国庫負担金、生活保護費負担金等については、最終的には「国と地方の協議の場」において協議・決定すること。

以上要望する。

都市税源の充実強化等に関する要望

都市の自主財源の根幹である都市税源を充実させるため、国は、次の事項の早期実現のため適切な措置を講じられたい。

1．市町村の基幹税目である個人住民税は、地域社会の費用を住民が広くその能力に応じ負担する税であり、また、安定性と伸張性を有する極めて重要な税であることを踏まえ、その充実を図ること。

個人住民税均等割については、これまでの国民所得や地方歳出等の推移と比較すると低い水準にとどまっており、その税率を当面3倍程度引上げること。

2．税制改正により減収等が生じる場合は、今後における都市の自主的な行財政運営に支障を来たすことのないよう、適切な税・財源措置等により補てんすること。

3．軽自動車税等の定額課税については、相当長期にわたり税率が据え置かれていることから、税負担の均衡等を勘案し、その税率を引き上げること。

特に、原動機付自転車については、徴税効率が極めて低いことに鑑み、課税のあり方等について、早急に実態に見合った見直しを行うこと。

また、特別とん税についても、港湾施設の整備に要する費用の増大等に鑑み、税率を引き上げること。

4．税負担の公平と適正化を図るため、租税特別措置、非課税等特別措置の整理合理化を一層推進すること。

特に、地方税の非課税措置、課税標準の特例措置については、抜本的な見直しを行うこと。

5．個人住民税の課税にかかる公的年金等支払額のデータは、提供された一覧表等を基に市町村が電算入力を行うなど、多大な労力と費用を費やしていることから、課税事務の合理化・効率化を図るため、磁気媒体等を利用した電子データで報告できるよう改善措置を講じること。

6 . ゴルフ場利用税については、ゴルフ場所在都市におけるゴルフ場関連の財政需要もあり、貴重な財源であることから、現行制度の堅持を図ること。

7 . 還付加算金の利率を、市中金利の情勢に見合ったものとなるよう、見直しを行うこと。

以上要望する。

固定資産税に関する要望について

固定資産税は、市税の大宗を占める重要な基幹税目であり、基礎的行政サービスを賄う財源として、その税収動向は行財政運営に重大な影響を及ぼすものである。よって、国は、次の事項について適切な措置を講じられたい。

- 1．固定資産税収は、平成 12 年度以降減収傾向が続いており、さらに、評価替え年度には、地価や建築物価の下落等の影響を大きく受けていることから、平成 18 年度の評価替えにおいても引き続き大幅な減収となる見込みである。このことから、都市財政は、より一層厳しい状況に追い込まれることは必至であるため、税収の安定的確保を図るとともに、商業地等の負担水準の上限について現行の 70%を堅持すること。
- 2．宅地の負担調整措置について、課税の公平性の観点から、速やかに負担水準の均衡化が図られるような措置を早急に導入するとともに、納税者がより理解しやすい課税の仕組みとなるよう制度の簡素化を図ること。

以上要望する。

地方交付税の充実に関する要望

地方交付税は、地方公共団体の固有財源である。現在、都市自治体においては、人件費の抑制、事務事業の抜本の見直しなど、徹底した行財政改革に懸命に取り組みつつ、増大かつ多様化する行政需要に的確に対応している。今後とも、引き続き、歳出の見直しなど、地方財政の健全化に努め、自ら税収確保等に努力すべきことは当然であるが、国においては、国と地方の信頼関係が損なわれることなく、都市自治体の安定的な財政運営が図られるよう、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

- 1 .地方交付税については、財源調整・財源保障の両機能を充実するとともに、「三位一体の改革についての政府・与党合意」等に基づき、平成 18 年度の地方交付税総額を確実に確保すること。
また、地方財源不足に対する補てんについては、地方交付税の法定率分の引上げで対応すること。
- 2 .地方財政計画については、地方公共団体の財政構造が投資から経常にシフトしている実態を踏まえ、計画と決算との乖離に関し、引き続き同時一体的な規模是正を図ること。
また、地方公共団体が計画的な行財政運営を行うことができるよう、地方財政の予見可能な中長期的な財政ビジョンを策定すること。
- 3 .地方交付税の算定については、算定費目の拡大や単位費用の引上げなど、都市の実態に即した算定方法の見直しを行うこと。
- 4 .国の景気対策等に呼応して発行した地方債などの償還費については、国の責任において、地方交付税など適切な財政措置を講じること。

以上要望する。

国庫補助負担金に関する要望

国庫補助負担金の廃止については、地方六団体が取りまとめた「国庫補助負担金等の改革案」(以下、「地方改革案」という。)に沿った見直しを行い、国は、次の事項について、積極的かつ適切な措置を講じられたい。

- 1 . 平成 18 年度までの「概ね 3 兆円規模」の税源移譲を実現するため、税源移譲に結びつく国庫補助負担金改革は、地方の意見を真摯に受け止め、地方改革案に沿ったものとする。さらに、平成 19 年度以降においても、地方改革案を実現していくため、引き続き、国庫補助負担金改革を実施していくこと。
また、その際、複数の補助金の統合や交付金化は、国に権限と財源を存続させているにすぎず、税源移譲により一般財源化すること。
- 2 . 国の歳出削減を目的とした、単なる補助率の引下げや補助対象の縮減など、地方への一方的な負担転嫁は断じてあってはならないこと。
- 3 . 施設整備事業に係る補助金の廃止に当たっては、円滑な執行が確保され、平準的な財政運営が可能となるよう、万全の措置を講じ、既に着手している事業については、円滑な事業が行えるよう特別な経過的財源措置を講じること。なお、その際、特定地域において講じられている補助制度に係る特例措置については、十分配慮すること。
- 4 . 国の判断で存続している国庫補助負担金は、国の責任において、補助単価、補助対象、基準数量等について、社会経済の実態に即した見直しを行い、都市自治体の財政運営に支障を生じさせることのないよう超過負担の解消や手続の簡素化を図るとともに、地方分権の理念に沿い、都市の裁量度を高め自主性を大幅に拡大すること。

以上要望する。

地方債の充実・改善に関する要望

地方債の充実・改善を図るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1．生活関連社会資本等の整備を推進するため、所要の地方債総額を確保するとともに、長期・低利の良質な公的資金の安定的確保を図ること。

2．政府系資金の繰上償還については、これまでも一部措置されているが、その見直しを含めた弾力的措置を講ずるなどにより、公債費負担の軽減を図ること。

また、政府資金の借換債の発行を認めるとともに公庫資金の借換条件の緩和を図ること。

3．起債対象事業、充当率、償還年限等、貸付条件の改善を図ること。

また、各都市自治体の財政運営に支障が生じることのないよう退職手当債、地域再生事業債等個々の自治体の実情に十分配慮した適切な対応を図ること。

以上要望する。

介護保険制度に関する要望

介護保険制度の円滑な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．財政運営について

- (1) 介護保険財政の健全な運営のため、都市自治体の個々の実態を考慮しつつ、十分かつ適切な財政措置を講じること。
- (2) 介護給付費負担金については、各保険者に対し給付費の25%を確実に配分し、現行の調整交付金は別枠化すること。
- (3) 財政安定化基金の原資については、国及び都道府県の負担とすること。
- (4) 制度の見直しに伴って生ずる電算システム改修等の経費について、十分な財政措置を講じること。

2．低所得者対策等について

- (1) 国が実施している低所得者対策は、保険料及び利用料の軽減策が不十分なことから、国の制度として、財政措置を含めて総合的かつ統一的な対策を講じるよう、抜本的な見直しを行うこと。
- (2) 重度心身障害者については、医療系サービスの必要度が高く、介護保険利用者負担が高額になるため、国の負担により減免措置を講じること。
- (3) 施設給付見直しによる入所者の居住費や食費の負担及び高額介護サービス費の見直しについては、低所得者に十分配慮すること。

3．介護サービスの基盤整備について

- (1) 高齢者保健福祉計画及び市町村介護保険事業計画に基づき、介護サービスが適切に提供できるよう、人材の確保・養成を含めた基盤整備について、十分な財政措置を講じること。
- (2) 介護予防拠点の整備に対する積極的な財政措置を講じること。

4．第1号保険料について

第1号保険料について、世帯概念を用いている賦課方法のあり方を含め、

より公平な保険料設定となるよう見直しを行うこと。

5．要介護認定について

- (1) 新予防給付対象者のスクリーニングなど要介護認定事務の負担の増加が見込まれることから、事務の簡素効率化を図るため、認定有効期間のあり方を含め認定事務の更なる効率化を図ること。
- (2) 主治医意見書の迅速な入手が可能となるよう対策を講じること。

6．保険給付・サービス提供事業者等について

- (1) 引き続き施設志向が高いことから、在宅重視という制度の理念に沿った施策の再構築を図ること。
- (2) 通所介護、通所リハビリテーションにおけるサービスメニューについては、すべての事業所において真の自立に向けたサービス提供ができるよう、そのあり方を検討すること。
- (3) ケアマネージャーの資質向上、サービスの質の確保、利用者保護のためサービス事業者及び介護職員に対する研修制度を確立すること。

7．新予防給付等について

- (1) 地域支援事業をはじめとする介護予防システムを確立するとともに、その財政負担については、都市自治体や被保険者に転嫁することのないよう、十分かつ適切な財政措置を講じること。
- (2) 新予防給付の導入に際しては、高齢者の生活環境、心身の状況に応じた適切なサービスの提供が行われるよう、十分に検討すること。
また、新予防給付における対象者の審査・判定基準を明確にし、認定審査に係る事務負担に配慮すること。
- (3) 地域包括支援センター必置の職員が確保できるよう十分な対策を講じること。

8．被保険者及び受給者の範囲について

障害者施策との統合及び被保険者の年齢の範囲拡大については、慎重を期すること。

9 . その他

介護保険法改正に伴う政省令等の情報については、速やかに提供すること。
また、制度の改正については、都市自治体の意見を尊重すること。

以上要望する。

国民健康保険制度に関する要望

国民健康保険制度の健全な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．医療保険制度改革について

- (1) 給付の平等、負担の公平を図り、安定的で持続可能な医療保険制度を構築するため、国を保険者とし、すべての国民を対象とする医療保険制度への一本化を図ること。
- (2) 医療保険制度体系に関する基本方針が目指す「医療保険制度の一元化」を一本化への道筋として位置付け、その具体的方策について検討するとともに、市町村の意見を十分尊重すること。
- (3) 新たな高齢者医療制度については、市町村を保険者としないこと。
- (4) 医療費適正化対策をさらに推進するとともに、国民にわかりやすい診療報酬体系、薬価基準制度への見直しを図ること。

2．当面の措置及び制度運営について

- (1) 国保の財政基盤の強化を図るため、国の責任において国保関係予算の所要額を確保すること。
また、高額医療費共同事業、保険基盤安定制度を継続・拡充するとともに、財政安定化支援事業について、十分な財政措置を講じること。
さらに、精神・結核の保険優先に伴う負担増に対する財政措置を講じること。
- (2) 介護保険料上乘せによる収納率の低下により、国保の運営に支障を来しているので、十分な財政措置を講じること。
- (3) 葬祭費に対する財政措置を講じること。
- (4) 被保険者証のカード化やコンビニエンス・ストアでの保険料収納など増大する事務経費に対する財政措置を講じること。
- (5) 各種医療費助成制度等市町村単独事業の実施に対する療養給付費等負担金の減額措置を廃止すること。
- (6) 保険料（税）収納割合のみに応じて減額算定を行う普通調整交付金の額

の算定等に関する特例を廃止すること。

(7) 保険者が保険料(税)減額に係る応益割合を55%以上にした場合でも7割・5割・2割軽減を行うことができるよう見直すこと。

また、失業による加入者や前年に比べ大幅に減収となった被保険者を軽減の対象とするよう見直しを行い、その財政措置を講じること。

(8) 保険料(税)の2割軽減に係る申請方式を廃止すること。

(9) 保険料(税)の医療分賦課限度額を引き上げること。

(10) 国の責任において保険料(税)の減免制度を創設し、十分な財政措置を講じること。

(11) 老人保健法の適用年齢の段階的な引上げに伴う負担増に対し、国庫負担の割合を引き上げるなど、十分な財政措置を講じること。

(12) 災害救助法等が適用された自治体については、調整対象需要額に占める減免保険料(税)の額の割合如何にかかわらず、特別調整交付金の交付対象とすること。

3. 被保険者の資格情報等について

(1) 被用者保険の保険者が、資格喪失者の情報を国保保険者に通知するよう制度化すること。

(2) 国保資格を喪失した被保険者が受診したことに伴う過誤調整については、被保険者を介さずに保険者間において直接処理できるようにすること。

以上要望する。

少子化対策に関する要望

少子化対策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画の着実な推進に向け、総合的な子育て支援に係る環境整備施策について十分な財政措置を講じること。
また、少子化に関する国民の意識を高めるため、積極的な啓発活動を行うこと。
- 2．次世代育成支援対策施設整備について、十分な財政措置等を講じること。
- 3．子どもを安心して生み育てられる社会的、経済的な環境づくりを促進するため、事業主及び被雇用者への支援や顕彰制度の設置、子育て世帯に対する所得税負担の大幅な軽減等、適切な措置を講じること。
- 4．保育対策について
 - (1) 教育・保育を一体として捉えた総合施設について、国における窓口を一元化するとともに、速やかに制度の詳細を提示すること。
また、総合施設の運営・整備に対し所要の財政措置を講じるとともに、保育所・幼稚園を当該施設に転用・統合する場合は、補助金の返還について免除を行うこと。
 - (2) 保育所待機児童の解消のため、保育所施設整備等について財政措置の拡充を図ること。
 - (3) 保育所運営費について、多様な保育サービスの提供や適正な運営を確保するための財政措置を講じること。
 - (4) 保育所入所児童の年齢計算の基準日を幼稚園の基準日に合わせること。
 - (5) 障害児保育の処遇の向上及び心の障害がある児童等の保育に対する財政措置の充実を図ること。
- 5．児童扶養手当給付費については、三位一体改革の対象とはせず、現行の国

庫負担率を堅持すること。

- 6．児童扶養手当における所得制限限度額を見直すとともに、地方負担に対する財政措置を講じること。また、父子家庭についても支給対象とすること。
- 7．児童手当について、更なる支給対象年齢の引き上げを行うとともに、所得制限の緩和及び財政措置を講じること。
- 8．母子及び寡婦福祉貸付金について、原資の増額や貸付条件の緩和を図るとともに、父子家庭についても貸付の対象とすること。
- 9．放課後児童健全育成事業について十分な財政措置を講じること。
また、障害児に対する放課後児童健全育成事業について、財政措置の拡充を図ること。
- 10．厚生労働省の放課後児童健全育成事業と文部科学省の地域子ども教室推進事業の統合を図ること。
- 11．児童虐待防止対策等に関する市町村の児童家庭相談について、都市自治体に立ち入り調査権限を付与する等、更なる制度の改善や相談体制の充実を図るとともに、十分な財政措置を講じること。
- 12．ベビーシッターの国家資格を創設すること。
- 13．乳幼児医療費の無料化など効果的な子育て支援策を講じること。
- 14．特定不妊治療費助成事業について財政措置の拡充等を図ること。
- 15．妊産婦の妊娠・出産等に伴う個人負担の軽減を図るため、必要な財政措置等を講じること。

以上要望する。

保健福祉施策に関する要望

保健福祉施策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．老人保健福祉について

- (1) 市町村老人保健福祉計画の目的達成のため、十分な財政措置を講じること。
- (2) 在宅介護支援センターの運営等について財政措置の充実を図ること。

2．生活保護制度について

- (1) 生活保護費については、三位一体改革の対象とはせず、現行の国庫負担率を堅持すること。
- (2) 地域の実態に即した級地区分の改善等、社会経済状況の変化に適応した制度の抜本的見直し、及び実施機関への調査権限の付与等の措置を講じること。
- (3) 精神障害者に対する障害者加算の判定に際し、国民年金証書等の有無にかかわらず、精神障害者保健福祉手帳により障害程度の認定を行えるよう改善すること。

3．社会福祉施設及び保健衛生施設整備等について、地域の実態を踏まえ財政措置の充実を図ること。

4．ホームレスに係る就労の自立支援や宿泊施設の整備など、総合的な支援策を積極的に推進すること。

5．原爆小頭症患者の生涯にわたる生活保障制度を確立すること。

6．一定区画内に散骨を繰り返す事業者等に対する規制がない状況にかんがみ、適切な対策を講じること。

7 .隣保館・保育所をはじめとする社会福祉施設の整備及び管理運営について、
実状に沿うよう財政措置の充実を図ること。

8 . 同和対策事業に係る地方債の償還について、元利償還金に対する地方交付
税の算入率を引き上げるとともに、その償還年限を延伸すること。

以上要望する。

障害者福祉施策に関する要望

障害者福祉施策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．障害者の自立と社会参加に向けた障害者福祉施策の充実を図るとともに、十分な財政措置を講じること。
- 2．障害者の多様なニーズに適応した障害者福祉施設の整備等について、財政措置の充実を図ること。
- 3．支援費制度について
 - (1) 障害者の日常生活の実態を踏まえたサービス利用を促進するため、支援費制度に係る利用要件の緩和を図り、居宅生活支援等在宅福祉サービスに対して十分な財政措置を講じること。
 - (2) 児童デイサービス事業について、支援費基準額を改善するとともに、十分な財政措置を講じること。
 - (3) 「級地区分」について、社会経済状況に即して改善すること。
- 4．障害者自立支援法案について
 - (1) 現在、国会で審議中の障害者自立支援法案については、施行後、制度見直しに係るシステム改修費や事務費等も含め、十分な財政措置を講じること。
 - (2) 制度の施行にあたっては、周知期間を設け、市町村等と十分協議するとともに、明確な運用基準や制度の詳細等について速やかに情報提供を行うこと。
 - (3) サービス利用の抑制に配慮した低所得者対策の充実や、実情を反映した居宅サービス対象者の設定など、必要な措置を講じること。
 - (4) 重度重複障害者（児）の日中活動を身近な場所で確保できるよう、デイサービスの単価設定について十分配慮すること。また、児童デイサービスの対象年齢の拡大を図ること。
 - (5) 障害者小規模作業所の位置づけを明確にし、十分な財政措置を講じること。
 - (6) 適正なサービス利用計画を基本とするケアマネジメント制度の構築を図ること。

(7) 市町村障害福祉計画の策定に際し、適切な情報提供等を行うこと。

5 . 障害児タイムケア事業について、対象者に小学生を加えること。

6 . 発達障害児（者）の早期発見や支援促進の施策等について、十分な財政措置を講ずること。

7 . 精神障害者等の福祉施策について

(1) 精神障害者に対する就労支援をはじめとした社会復帰等の福祉施策の充実を図るため、十分な財政措置を講ずること。

(2) 24 時間支援することができる精神障害者グループホーム制度を創設すること。

(3) 精神障害者に係る公共交通運賃及び有料道路料金について、割引制度を設けるとともに、身体障害者及び知的障害者に係る運賃割引の利用制限を撤廃するよう、関係機関へ要請すること。

以上要望する。

地域医療保健に関する要望

地域住民の健康の保持・促進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．自治体病院について

- (1) 大学附属病院から自治体病院への医師派遣を推進する方策や、医師がUターンして出身地の自治体病院へ勤務しやすくする方策等、自治体病院の医師確保について、抜本的な改善策を構築すること。
- (2) 地域開業医との連携強化や電子カルテシステム導入等の医療提供体制の充実を図る事業について、財政措置の充実を図ること。

2．小児医療等について

- (1) 小児科及び産科をはじめとする医師の養成・確保と配置偏在を是正する対策を早急に講じること。
- (2) 小児救急医療支援事業、小児初期救急医療体制の運営・整備事業、病院群輪番制病院等運営事業及び救急病院の運営事業等、救急医療全般について、財政措置の充実を図ること。
- (3) 小児医療の診療報酬体系の適正化を図ること。

3．乳幼児、重度心身障害児（者）及びひとり親家庭の医療費について、財政措置を講じること。

4．慢性特定疾患治療研究事業における医療費の患者負担割合については、現行の負担割合を維持するとともに、負担区分の判定は、生計中心者の所得ではなく、対象患者本人の所得によることとするよう、制度を改正すること。

5．住民検診に係る高額医療機器の整備や予防接種事業等、各種保健事業の推進について、財政措置の充実を図ること。

6．老人保健医療の拠出金・負担金について、社会保険診療報酬支払基金及び

国・都道府県からの概算交付額が、当該年度の医療費支弁額を下回ることを
ないよう適正な交付を行うこと。

7 .医療施設近代化施設整備事業について、財政措置の充実・強化を図ること。

8 .災害時に医療拠点となる二次救急病院の耐震診断費用について、財政措置
を講じること。

以上要望する。

国民年金に関する要望

国民年金の円滑な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．国の責任において、保険料収納率の向上及び年金未加入者への加入促進を図ること。
- 2．市町村に対する事務費交付金について、超過負担が生じないよう財政措置の拡充を図ること。
- 3．無年金の状態におかれている在日外国人高齢者等に対する救済措置を講じること。
- 4．未支給年金を請求できる遺族の範囲を拡大すること。

以上要望する。

水道事業に関する要望

安全な水道水の確保及び公営企業財政の健全化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．浄水場、管路等の老朽水道施設の更新・改良について、財政措置を講じること。
- 2．テロ対策の強化を目的とした水道施設の整備について、財政措置を講じること。
- 3．市町村合併に伴い必要が生じる簡易水道統合整備事業に係る補助採択要件のうち、上水道施設側の人口規模要件を撤廃すること。
- 4．上水道事業債について、償還期間の延長、繰上償還の条件の緩和を図るとともに、借換制度を拡充すること。
- 5．量水器等の特定計量器における検定有効期間について、技術的な試験による検証に基づき、適切な延長を図ること。

以上要望する。

雇用就業対策の推進に関する要望

雇用就業対策の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．地域雇用対策の充実強化を図るため、十分な財政措置を講じること。
- 2．平成 17 年度から始まった地域提案型雇用創造促進事業について、採択要件を緩和すること。
- 3．ハローワークにおける相談機能等を強化し、若年者への職業意識啓発等も含めた職業訓練・研修の充実を図ること。
- 4．中高年齢者や障害者等の雇用対策を推進すること。
- 5．公正な採用を図るための雇用主等への啓発・指導を進めるとともに、公正採用選考人権啓発推進員制度の充実を図ること。

以上要望する。

廃棄物対策に関する要望

廃棄物対策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 総合的な廃棄物政策について

(1) 廃棄物の発生抑制及びリサイクルの推進を図るため、循環型社会形成推進基本法をはじめ、廃棄物・リサイクル対策関連法の実効性を確保するとともに、リサイクルに加え、リデュース、リユースを推進するための枠組みを構築すること。

また、環境教育の充実など、国民への啓発活動を行うこと。

(2) 一般廃棄物の発生を抑制するため、一般廃棄物処理の有料化を推進する方針を早期に示すこと。

(3) 多様な廃棄物に対する低コストのリサイクル技術の開発を図るとともに、リサイクル製品の流通・拡大を含めた総合的な廃棄物再生利用対策を推進すること。

(4) 資源リサイクルを一層促進するため、リサイクル関連業者についても、製造業者と同様の支援措置を講じること。

(5) 廃棄物行政における自治体間の格差是正のための調整を図ること。

(6) スプレー缶及び使用済み携帯用小型カセットボンベ容器など、処理が困難な製品を適正処理困難指定廃棄物として位置付けるとともに、当該製品の回収・処理を事業者に義務付けること。

また、不法投棄等の不適正処理を防止するため、処理費用については、製品価格に内部化するよう検討すること。

(7) 廃棄物全般について不法投棄対策を強化すること。

また、海岸に漂着する廃棄物の処理について、財政措置を講じること。

(8) 再生資源物の利用促進のため、市場価格の安定化・流通対策を推進するとともに、グリーン購入法の運用を強化すること。

(9) リサイクルしやすい製品を開発・販売している事業者に対し、税制等の優遇措置を講じるなど、リサイクルしやすい製品の普及を促進すること。

- (10) 古紙のリサイクルを促進するため、事業者に対し、回収及び再生利用を明確に義務付けること。
- (11) 廃プラスチック類の再資源化や環境への負荷の少ない製品開発の促進等、プラスチックごみの発生を抑制する措置を講じること。
- (12) 生ごみをより広範囲の製品に再利用できるよう、技術開発支援及び情報の提供・共有化を図るとともに、市町村が行う生ごみ処理機購入補助事業に対する財政措置を講じること。
- (13) 土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する法制化を図ること。
- (14) 循環型社会を実現するため、民間活力による一般廃棄物と産業廃棄物を併せた広域的な廃棄物処理計画への支援等について、制度化に向けた検討を行うこと。

2. 廃棄物処理施設等について

- (1) 廃棄物処理施設整備について、財政措置の拡充を図ること。
特に、焼却灰溶融化施設の整備について、十分な財政措置を講じること。
- (2) 廃棄物焼却施設の解体撤去工事費について、跡地が廃棄物処理施設以外に利用される場合も含め、更なる財政措置を講じること。
また、解体撤去に伴うダイオキシン類の濃度の測定、汚染物質の除去及び拡散防止対策などダイオキシン類ばく露防止対策に係る費用について、適切な措置を講じること。
なお、既存施設においても、同様に適切な措置を講じること。
- (3) ごみ処理広域化計画に基づく廃棄物処理施設整備について財政措置を拡充するとともに、広域化に伴う施設廃止等について国庫補助金の返還免除、地方債の償還猶予など特例措置を講じること。
- (4) 循環型社会の構築に向け、リサイクル施設の整備・運営について財政措置を講じること。
- (5) ごみ固形燃料製造施設等の安全対策について、十分な財政措置を講じること。
- (6) 廃棄物処理施設の必要性や安全性に関し、国民の理解が得られるよう啓発活動を行うとともに、処理基準を明確に示すこと。

3．容器包装リサイクル法について

- (1) 拡大生産者責任の原則に基づき、製造事業者等に回収を求めるなど、市町村と事業者の費用負担及び役割分担について、適切な見直しを行うこと。
- (2) 容器包装廃棄物の発生抑制及び不法投棄防止対策の一環として、リターンブル容器の普及促進を図るとともに、デポジット制を導入すること。
- (3) 事業者等に対し、設計段階から分別やリサイクルに配慮した仕様を義務付けること。

4．家電リサイクル法について

- (1) 家電4品目等のリサイクル費用については、製品販売時における徴収するとともに、同費用の管理システムを確立すること。
また、家電品目の対象の拡大について、検討すること。
- (2) 製造事業者の責任を明確にし、市町村に新たな負担が生じないようにするとともに、リサイクル費用の低減に寄与する施策の充実を図ること。
- (3) 不法投棄については、事業者の責任において国民への啓発を行うとともに、所有者登録制度を確立するなど、その防止対策の徹底を図ること。
また、不法投棄が生じた場合の費用については、国又は事業者において負担すること。
- (4) 効率的な収集・運搬を行うため、指定引取場所については、離島地域を含め、適正に配置すること。
- (5) 買替え又は自らが過去に販売した場合に限られている小売業者の引取条件の緩和、指定引取場所の区分の廃止など、排出者等の利便性に配慮した制度とすること。

5．産業廃棄物について

- (1) 産業廃棄物の不適正処理に対応するため、自社処分行為に係る罰則を強化するとともに、小型焼却炉や保管施設等に対する規制を強化すること。
- (2) 都市自治体が関与する産業廃棄物処理に対して財政措置の充実を図ること。
- (3) 不法投棄産業廃棄物等の早期撤去に向け、技術的支援や財政措置を講じること。
- (4) 産業廃棄物の不法投棄に起因する廃棄物の把握調査並びに現地及び周辺

の環境調査について、原因者に責務があることを廃棄物処理法に規定すること。

また、同調査が原因者により実施されず都道府県又は市が行う場合、当該調査に係る費用について財政措置を講じること。

以上要望する。

生活環境等の保全・整備に関する要望

地域社会における快適で安全な生活環境づくりを推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．浄化槽設置整備事業等について

- (1) 浄化槽設置整備事業について、財政措置の拡充を図ること。
- (2) 下水道事業区域内において、下水道整備が当分見込まれない地域における浄化槽設置に対する財政措置の要件を緩和すること。
- (3) 住宅団地等における老朽化した大型浄化槽の改築等を促進するため、財政措置の拡充を図ること。
- (4) 合併処理浄化槽への設置換えに伴う単独処理浄化槽の撤去費について、財政措置を講じること。
- (5) コミュニティプラント整備事業について、財政措置の拡充を図ること。

2．汚泥処理対策について、広域的な処理施設の整備を推進するとともに、汚泥の有効利用を促進すること。

3．地球温暖化防止対策について、「京都議定書」の目標達成に向けた環境税の導入、効果的な誘導・規制措置等の施策を展開するとともに、財政措置の充実を図ること。

4．地域における環境保全活動の推進について、財政措置の拡充を図ること。

5．有害大気汚染物質における未規制の物質に対し、環境基準の設定等の措置を検討すること。

6．国立公園の施設整備については、関係自治体と協議しながら進めるとともに、所要の財政措置を講じること。

以上要望する。

公立学校施設の整備に関する要望

公立学校施設の整備を推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．公立学校施設の整備について、新增築・改築事業、大規模改造事業等の財政措置の拡充を図ること。

なお、アスベスト対策について、適切な措置を講じること。

2．公立学校施設の耐震診断費用及び耐震補強事業について、所要の財政措置を講じること。

3．国有学校用地等について

(1) 国有学校用地の利用については無償貸付又は大幅な減額を図るとともに、改築承諾料の徴収を廃止すること。

(2) 閉校後の国有学校用地の使用料について、減免措置を講じること。

4．学校施設の目的外使用（財産処分）の承認等について、承認期間の短縮や転用基準の緩和等の弾力化を図ること。

以上要望する。

義務教育施策等に関する要望

義務教育施策等の充実を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．公立小中学校教職員の人事権を、中核市をはじめとする都市自治体に移譲すること。
- 2．義務教育費に係る費用負担の見直しに当たっては、地方の意見を十分尊重し、地方への負担転嫁とならないよう、税源移譲等により所要の財源を確保すること。
- 3．少人数学級編制、習熟度別授業、チームティーチング等、地域の実情に応じたきめ細かな教育の取組みを推進し、義務教育の充実を図るとともに、適切かつ十分な財政措置を講じること。
- 4．教職員配置の充実について
 - (1) 少人数教育の推進を図るため、教職員配置の更なる充実を図ること。
 - (2) 複式学級解消のため、教職員定数の改善を図ること。
 - (3) 帰国、入国児童・生徒が多数在籍する学校への教職員配置の充実を図ること。
 - (4) 専任の司書教諭の配置について、定数化を図ること。
 - (5) 学校栄養職員の配置を促進すること。
 - (6) 人権教育推進のための加配教員を確保すること。
 - (7) 被災児童生徒のいる学校への加配教員及びスクールカウンセラーの配置を拡充すること。
- 5．生徒指導体制の充実について
 - (1) 不登校対策としての適応指導教育について、専任指導員の複数配置等の充実を図ること。
 - (2) 生徒指導等に配慮を要する学校への養護教諭の複数配置を促進すること。

6．障害児等の教育環境の充実について

- (1) 特殊学級及び障害児が在籍する普通学級に介助員を配置するとともに、機動的・弾力的な教職員配置を図ること。
- (2) LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥・多動性障害）等の児童・生徒に対する通級制度を確立するとともに、専門教員の養成、配置の充実を図ること。
- (3) 入退院を繰り返す児童・生徒に配慮し、院内学級について、入学手続の簡素化を図ること。

7．小中学校の危機管理対策として、警備員の配置、防犯カメラの設置等に対する経費について、財政措置を講じること。

8．幼稚園就園奨励費について財政措置の充実を図ること。

9．幼保一元化の推進について

- (1) 幼児教育・保育を一体として捉えた総合施設について、国における窓口を一元化するとともに、速やかに制度の詳細を提示すること。
- (2) 総合施設の運営・整備について、所要の財政措置を講じるとともに、幼稚園・保育所を当該施設に転用・統合する場合は、補助金の返還を免除すること。

10．学校教育及び社会教育における人権思想の普及・高揚を図ること。また、地方公共団体が主体的に実施する人権啓発事業について、財政措置の充実を図ること。

11．奨学金制度に係る成績要件、所得基準を緩和するとともに、入学資金制度を創設すること。

12．平成16年度より新たに創設された文部科学省の「地域子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」との統合を図ること。

以上要望する。

地方文化の振興に関する要望

地方文化の振興を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．史跡等の保存に係る施策を推進するため、財政措置の充実を図ること。
- 2．埋蔵文化財保管施設の整備について財政措置の充実を図ること。
- 3．公民館、公立図書館・博物館など公立社会教育施設整備について、地域の実情に応じた財政措置の充実を図ること。

また、公立美術館の海外美術品借入れ時等に生じる高額保険料負担についても、適切な財政措置を講じること。

以上要望する。

農林水産業の振興に関する要望

農林水産業の持続的発展と長期的な安定を図るため、国は、地域の事情を勘案しつつ、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．経営安定対策（品目横断的政策）の対象要件の具体化にあたっては、認定農業者や特定農業団体等に限定することなく地域農業を支える集落営農組織も含めるなど地域、集落の実情に応じた対象範囲とすること。また、土地利用型農業に限定することなく施設型農業や畜産も含めること。
- 2．農業の持続的発展と農業経営の健全化のため、農業後継者の育成や担い手の確保対策を充実するなど必要な措置を講じること。
- 3．米政策の改革を図るため、大綱に基づく関連対策を着実に実施すること。また、担い手農家の経営安定を図るため、米価下落による所得の減少を補てんする対策の改善を図るとともに水田農業構造改革対策については、平成 19 年度以降も継続すること。
- 4．W T O 農業交渉ならびに F T A 交渉にあたっては、わが国農業の現状を踏まえ、現実的でバランスの取れた合意が得られるようにすること。
また、わが国農業の競争力強化に向け、さらなる改革を推進すること。
- 5．牛海綿状脳症（B S E）の感染ルート及び発生原因をさらに精査し、発生防止並びに安全確保を継続すること。
また、特定危険部位の処理費用について財政措置を講じること。
- 6．食肉、牛乳・乳製品などの畜産物の安定供給や価格安定対策を推進すること。
- 7．家畜排せつ物処理施設の整備のため、平成 18 年度以降も必要な措置を講じること。

- 8．米の価格安定のため、政府備蓄米の売買にあたっては、需給に応じた的確な運営管理を行うこと。
- 9．2 ha 以下の農地の転用許可については、さらなる事務の迅速化、住民サービスの向上を図るため、都道府県農業会議への諮問についても不要とするよう必要な措置を講じること。
- 10．安心安全な農産物の生産拡大を推進すること。また、環境保全型農業に対する必要な支援措置を講じること。
- 11．農業経営の向上を図るため、かんがい排水事業の整備促進を図ること。また、湖沼、河川の水質浄化対策のため、農業集落排水事業の推進を図ること。
- 12．農産物の安全性については、有機栽培と併せて慣行栽培についても P R を行うこと。
- 13．野生鳥獣による農林作物の被害が激増しているため、被害対策の調査研究を行うとともに駆除・防除に係る必要な措置を拡充すること。
- 14．森林整備保全事業計画を着実に推進すること。
また、地球温暖化防止に向け、森林の持つ国土保全、水源涵養、景観形成などの多面的機能を発揮するため、その整備保全等について適切な支援措置を講じること。
- 15．松くい虫被害の根絶について
 - (1) 松林を保全するため、広域的な一斉防除等、行政区域を越えた防除対策を講じること。また、地方公共団体の被害防止対策について適切な措置を講じること。
 - (2) 森林資源の有効活用及び保全を図るため、被害木の活用方法の研究開発を推進すること。
 - (3) 国有林の飛砂防備保安林等の被害対策の充実強化を図ること。
 - (4) 温暖化防止、景観保全を図るため、伐採地における植樹を積極的に推進すること。

16．W T O水産物貿易交渉に当たっては、現行の輸入割当制度及び関税水準を堅持すること。

17．水産基本法に則り、水産業の経営安定対策の更なる推進及び漁港漁場整備長期計画における漁港整備を積極的に推進すること。

18．漁業系廃棄物の処理対策及び再資源化に関する調査研究の更なる推進を図ること。

19．沿岸諸国との漁業交渉を強力に推進するとともに、民間漁業交渉に対する支援を強化すること。

以上要望する。

地域経済の振興等に関する要望

地域経済の振興及び活性化等のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．景気の着実な回復を図るため、税制のあり方を含めた総合的な経済対策を実施すること。
- 2．中小企業対策について
 - (1) 中小企業経営の安定及び地域経済の活性化を図るため、中小企業等関連施策を強力に推進すること。
 - (2) 中小企業向けの融資については、信用保証制度の充実及び円滑な資金調達の実現を図ること。
 - (3) 中小企業信用保険法の特定業種指定の一層の拡大を図ること。
- 3．商店街の活性化に対する総合的な支援措置の推進を図ること。
- 4．大規模小売店舗の出店に際しては、地方公共団体が地域の実情に即した調整を行うことができるよう、大規模小売店舗立地法の改正等の措置を講じること。
- 5．地域経済の自立的発展を促進するため、日本政策投資銀行による出融資機能の充実を図ること。
- 6．公営競技交付金制度は、事業収益に応じた負担とするよう見直すこと。
- 7．市町村合併後において、当該市町村区域内の商工会議所と商工会とが円滑に合併を行うことができるよう関係法令の整備を図ること。
- 8．地球温暖化の防止のため、省エネルギー対策事業及び新エネルギー導入事業の促進を図ること。

さらに、住宅用の太陽光発電などに対する支援措置のさらなる強化を図ること。

9．鉱業法に基づく試掘行為の許認可に際しては、地元周辺市町村の意向が反映されるよう、法改正等の措置を講じること。

以上要望する。

公共事業に関する要望

公共事業を円滑に推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．公共事業用地及び代替地取得を円滑に推進するため、譲渡所得に対する特別控除額の引上げ等、税制上の優遇措置を拡大すること。

また、公共用地取得が2ヵ年以上にわたって行われる場合の譲渡所得の特別控除の通算適用を図ること。

2．市町村等の公共事業用地先行取得に係る農地取得制限の緩和を図ること。

3．土地開発公社が保有する先買い用地のうち、当初の目的に供することができなくなった土地については、民間に売却できるよう制度の改善を図ること。

4．国等が施工する建設事業にかかる負担金について、関係法令の見直し等を行い、市負担の廃止もしくは軽減を図ること。

5．公共工事における建設労働者の適正な労働条件を確保するため、関係法令の整備等を図ること。

また、コスト縮減と品質確保の両立を図るため、公共事業に相応しい調達方法の確立や技術者のいない発注者の支援について必要な措置を講じること。

以上要望する。

下水道の整備促進に関する要望

基幹的な生活環境施設として極めて重要な下水道の整備を効率的・効果的に促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．下水道の計画的な普及拡大並びに整備促進を図るため、地域の実態にあった措置を講じること。
- 2．合流式下水道の改善及び老朽化した下水道施設について、必要な措置を講じること。
- 3．下水道事業債については、政府資金等良質な資金を確保するとともに、償還期限の延長、起債対象範囲の拡大及び借換え条件の緩和など一層の改善を図ること。
また、元利償還金の地方交付税への算入率を引き上げること。
なお、事業債の元利償還金に対する一般会計繰入金にかかる消費税については、借入れ当時の税率を適用すること。
- 4．下水道事業における市町村合併支援措置については、平成 15 年 4 月 2 日以降の合併市町村についても対象とするなどの改善を図ること。

以上要望する。

まちづくり等に関する要望

まちづくり等の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．中心市街地の活性化を図るため、タウンマネジメント機関（TMO）の育成などを含め、総合的な支援措置を講じること。
- 2．都市自治体が、自主的に都市づくりを進めるため、用途地域等に関する都市計画決定等、土地利用の調整や規制に関する基準について自ら決定できるよう都市計画法及び建築基準法の見直しを行うこと。
また、合併市町村における都市計画区域等の指定等に対して必要な支援措置を講じること。
- 3．土地区画整理事業等の市街地整備について、必要な支援措置や税制上の優遇措置を講じること。
また、組合土地区画整理事業に対する貸付金の償還期間延長など制度の拡充を図ること。
- 4．全国の都市再生を実現するため、各種プロジェクト、まちづくり事業の推進に必要な支援措置を講じること。
- 5．特殊法人等の改革の推進に当たっては、安易に地方に負担を転嫁することのないよう必要な施策を講じること。

以上要望する。

都市公園の整備促進等に関する要望

緑と潤いある安全で良好な生活環境を形成する都市公園等の整備を促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1 . 都市公園の整備を着実に推進するため、必要な措置を講じること。
また地域の要請を踏まえ、積極的に国営公園の選定を行うこと。
- 2 . 都市における緑地保全を図るため、都市緑地保全法による緑地の公有化に対し必要な措置を講じるとともに、都市自治体が土地買入れ等を行うに当たっては、土地所有者への税制上の優遇措置を講じること。
- 3 . 生産緑地法に基づく生産緑地の買取り申し出に対して柔軟な対応が可能となるよう特例措置を追加するとともに、同申し出に対応するための措置を講じること。
- 4 . 都市の温暖化であるヒートアイランド現象の緩和対策として、屋上・校庭・壁面緑化、保水性道路等の整備事業を推進すること。

以上要望する。

治水事業等の推進に関する要望

国土の保全と水資源の供給、河川環境の保全等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．河川等改修事業の着実な推進を図るため、必要な措置を講じること。
また、河川敷地内の私有地の解消の推進を図ること。
- 2．地域特有の自然・歴史・文化と河川の特徴が調和した交流拠点の創出など、水辺環境の整備を推進すること。
- 3．都市部の浸水被害の軽減を図るため、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川及び特定都市河川流域の指定を推進すること。
- 4．水需要に合わせた水利使用調整など水利権の弾力的運用を促進すること。
- 5．急傾斜地崩壊対策事業等の着実な整備促進を図るため、必要な措置を講じること。
また、土砂災害警戒区域における対象住民に対する支援措置を更に推進すること。

以上要望する。

道路の整備促進に関する要望

都市生活を支える基盤施設である道路の整備を促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．社会資本整備重点計画に即した道路整備を着実に推進するため、必要な措置を講じること。
- 2．道路特定財源については、これを確保するとともに、地方の道路整備が遅れていることにかんがみ地方への配分強化を図ること。
- 3．幹線道路網の整備について
 - (1) 円滑な交通体系の確立を図るため、高規格幹線道路、地域高規格道路、一般国道等の整備に当たっては、採算性のみでなく地域の実情等を十分勘案するとともに、必要な措置を講じ、早期に完成させること。
 - (2) 高速自動車国道の整備に当たっては、地方に新たな負担を求めることなく、早期に完成させること。
また、直轄方式の高速道路の整備に当たっては、地域の実情等を十分に勘案すること。
- 4．安全で快適な生活環境の創造のため、交通安全対策、道路防災対策、バリアフリー施策等を促進すること。
また、高齢者等の社会参加を支援するため、歩行空間の面的整備を促進すること。
- 5．大気汚染の防止や沿道の騒音の低減等を図るため、道路環境対策・渋滞対策を促進すること。
また、道路の整備に当たっては、環境に十分配慮するとともに、地域住民の意向を考慮すること。
- 6．道路の無電柱化を促進するため、必要な措置を講じるとともに、制度の更なる改善を図ること。

以上要望する。

住宅施策に関する要望

良好な住宅を供給するため、住宅等の整備にあたり、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．公営等住宅の建替事業及び改善事業については、必要な措置を講じること。
- 2．公営等住宅の譲渡については、地域の実情に応じて行えるよう制度を改善すること。
- 3．公営住宅建設事業債の元利償還金については、地方交付税への算入措置を図るなどの支援措置を講じること。
- 4．住宅新築資金等貸付事業については、貸付金の償還完了まで必要な支援措置を講じること。

以上要望する。

雪寒地帯の振興に関する要望

雪寒地帯の都市においては、住民の安全で安心な生活を確保するため、地域住民の生活向上・環境改善など定住条件を整備し、雪害の防除・克服に懸命の努力を重ねているところである。

しかしながら、豪雪による各種被害に対し、関係地方公共団体の行財政力のみでは十分に対処し得ないのが実情である。

よって、国は、雪寒地帯における冬季交通確保のため、雪寒路線指定基準の緩和等を含め、雪寒事業（除雪機械整備事業）の制度拡充を図るとともに、除雪機械のオペレーター講習会の実施に対する支援措置を講じること。

以上要望する。

運輸・交通施策に関する要望

運輸・交通施策の更なる推進及び地域の振興を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．高齢者、身体障害者等の移動の円滑化（バリアフリー化）について
 - (1) 公共交通事業者等のバリアフリー化の整備促進に必要な支援措置を講じるとともに、鉄道事業者等に対する指導を強化すること。
 - (2) 交通バリアフリー施設整備については、必要な支援措置を講じること。

- 2．整備新幹線について
 - (1) 整備新幹線の建設を促進するため、建設費関係予算を確保し、その早期完成を目指すとともに、未着工区間については、所要の進捗を進め、早期の着工及び事業化を推進すること。
 - (2) 建設に伴う地域の負担については、適切な措置を講じること。
 - (3) 基本計画線については、整備計画線に格上げし、その整備を促進すること。

- 3．軌間可変電車（フリーゲージトレイン）、リニアモーターカーの技術開発を促進するとともに、早期実現化を図ること。

- 4．鉄道の整備促進について
 - (1) 主要幹線鉄道、都市鉄道及び地方鉄道等の高速化、複線化、路線延長及び鉄道新線建設等の整備促進に必要な支援措置を講じること。
 - (2) 鉄道整備を含む一体型土地地区画整理事業などの駅周辺整備については、総合的な支援措置を講じること。

- 5．空港の整備促進について
 - (1) 地域拠点空港の運用体制の拡充及び空港周辺の総合的な開発整備等を積極的に推進すること。
 - (2) 地方空港路線の国際空港への乗り入れの実施及び地方空港の国際化を推

進すること。

6．地方都市における交通渋滞の緩和を図るため、新しい交通システムの導入など都市内交通基盤の整備促進に対する支援を強化すること。

また、踏切道の改良について必要な措置を講じること。

7．鉄道事業者等の自転車駐車場の設置について、関連法の改正を含め実効ある施策を推進するとともに、施設整備に係る支援措置を講じること。

8．放置自動車対策・自動車リサイクルについて

(1) 自動車の不法投棄対策を徹底するとともに、自治体が処分する放置自動車の処理費用に対する路上放棄車処理協力会による費用協力について、対象範囲の拡充等を図ること。

(2) 自動車リサイクル法に規定される離島対策支援事業において、離島地域の市町村から指定再資源化機関への費用出えんの申請を行う際の市町村の事務の負担を軽減する措置を講じること。

9．離島航路維持のため、必要な支援措置の拡充・改善を図ること。

10．新たな地域名表示ナンバープレートの導入を積極的に推進すること。

また、運輸支局等の管轄区域のまたがる地域にも導入すること。

11．外国人観光者が移動しやすいような運賃等の施策や観光案内標識等の掲載事項の統一化を図ること。

また、観光振興を強力に推進するため、観光協会等に対する支援策の強化を講じること。

12．不審船の出没や外国船による不法操業などの問題が生じている沿岸地域の海上保安対策を強化すること。

以上要望する。

生活交通維持対策に関する要望

生活交通を確保し、地域交通ネットワークを維持する地方バス路線及び地方鉄道路線について、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．地方バス路線について

(1) 地域住民の生活に密着した地方バス路線の維持を図るため、地方バス路線維持費について、地域の実態にあった支援措置を講じること。

なお、複数の市町村が合併により単一自治体化しても、引き続き旧市町村の行政区域に基づく補助制度の運用を図ること。

(2) 地方自治体等が生活交通確保のため運行している必要不可欠なバス路線については、更なる支援措置を講じること。

(3) 市町村が実施するスクールバスの維持運営の経費に係る交付税措置の対象範囲を拡大すること。

2．地方鉄道について

(1) 地方自治体が地方鉄道事業者に対し経営安定化のため行っている各種施策について、所要の支援措置を講じること。

(2) 新幹線開業に伴い経営分離される並行在来線のあり方及び運営主体について早急に検討すること。

以上要望する。

港湾・海岸に関する要望

産業活動・生活を支える基幹的な社会資本である港湾・海岸保全等の整備促進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 大規模地震、津波及び台風等から国民の財産・生命を守り、迅速な復旧等を可能にするためにも、津波防波堤・防潮堤や海岸保全施設等の高潮・津波対策を推進するとともに、耐震強化岸壁等の防災拠点の整備及びハザードマップ作成支援、津波防災ステーションの整備等ハード・ソフト面一体となった港湾における総合的な防災・減災対策を強化・促進すること。
2. 国際競争力の強化や地域経済の再生を支援するため、国際港湾の機能強化、多目的国際ターミナル等の総合的な物流基盤施設整備の推進を図ること。
また、効率的な国内物流体系を構築するため、複合一貫輸送等に対応した内貿ターミナルの整備及び関連道路の整備等を促進するとともに、環境にやさしいモーダルシフト化を促進すること。
3. 循環型社会の実現を図るため、リサイクルポートなど港湾を核とした総合的な静脈物流システムの構築のための基盤整備を推進すること。
4. 港湾・海辺の良好な景観の形成と交流空間の整備等による観光の振興や個性を活かした地域の発展に資するため、「みなとまちづくり」等の施策の推進を図ること。
また、観光の振興と国際交流を促進するため国際クルーズネットワークに対応した旅客船専用岸壁や旅客ターミナルの整備を図ること。
5. 自然と共生した社会の構築を図るため、自然共生型の事業を推進するとともに、閉鎖性水域の水質の改善対策を推進すること。
また、環境保全のために海辺を活用した環境学習を推進すること。
6. 既存港湾施設の有効活用を図るため、維持修繕等のための必要な措置を講

じること。

- 7 . 新産業都市の建設促進及び工業特別地域の整備促進に係る制度廃止に伴い、「重要港湾建設事業に係る市町村負担の免除規定」については、平成 17 年度までの経過措置とされているが、頻発した高潮被害等により対象事業が遅延・継続している実態にあるため、事業完了まで免除規定を適用すること。

以上要望する。